

作成日 2023/05/16

改訂日 2024/03/26

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ステンレス箔(SUS430LX)
製品コード	HAKU_SUS430LX
整理番号	30-A_SUS430LX_002
供給者の会社名称	日鉄ケミカル&マテリアル株式会社
住所	743-0063 山口県光市大字島田3434番地
担当部門	金属箔応用商品事業部 箔品質保証グループ
電話番号	0833-71-5028
FAX番号	0833-71-5164
推奨用途	金属材料
使用上の制限	加工等で発じんする可能性がある場合は、化学物質管理者等専門家の判断を仰ぐこと

### 2. 危険有害性の要約

一般的な環境下では、現在のところ危険有害性に関する有用な情報なし。ただし、溶接、溶断等にもなうヒュームや研削等による粉塵は呼吸器、目等の粘膜を刺激する場合があります。アークは火傷を起こす場合があります。また、切削屑等は皮膚を傷つける場合があります。なお、鋼材に含まれる元素成分については、純物質として下記の危険有害性の情報がある。

#### 化学品のGHS分類

健康有害性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 呼吸器感作性 区分1A 皮膚感作性 区分1A 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)か分類できない。
-------	--

#### GHSラベル要素

##### 絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ H319 強い眼刺激 H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ

注意書き	粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)
安全対策	保護手袋を着用すること。(P280)
応急措置	眼に入った場合、眼の刺激性が持続する場合は医師の診断、手当を受けること。 吸入した場合、気分が悪い時は医師に連絡すること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診断、手当を受けること。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当を受けること。(P333+P313)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
マンガン	0.12% (1.0%以下)	Mn			7439-96-5
クロム	16% (16%~19%)	Cr			7440-47-3
鉄	84% (残部)	Fe			7439-89-6

4. 応急措置

通常状態で固体であり、一般的な環境下では応急措置が必要な事態は発生しないが、鋼材の加工等により発生した粉塵/ヒュームを吸入した場合や飲み込んだ場合、また、粉塵/ヒュームが皮膚に付着した場合は、下記に示す応急措置の後、必要に応じて医師の診断又は手当てを受けること。

- 吸入した場合
- 皮膚に付着した場合
- 眼に入った場合
- 飲み込んだ場合

医師の診断、手当てを受けること。  
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。  
 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。  
 直ちに医師の手当てを受ける。

5. 火災時の措置

鋼材は不燃性(固体)の状態であり、周辺の火災時にも消火器・水による消火を行っても問題ない。ただし、微粉は燃焼、爆発性を有する場合がある。

- 適切な消火剤
- 使ってはならない消火剤
- 火災時の特有の危険有害性
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。  
 情報無し。  
 特に無し  
 適切な保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

鋼材は固体であり、一般的な環境下では漏出することはないが、鋼材の加工等により発生した粉塵/ヒュームは下記に示す措置を実施すること。

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
- 環境に対する注意事項
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材
- 二次災害の防止策

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。  
 切断・研磨等の加工で発生した粉塵等は、速やかに回収する。  
 鋼材の加工等により発生した粉塵類は、適切な方法で回収した後、漏出を防止すること。  
 情報なし

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い    保管	技術的対策	鋼材を溶接、溶断又は研磨等の加工を行い、粉塵/ヒューム等が発生する場合は、適切な保護具を着用すること。また、粉塵/ヒューム等が発生する場合は、必要な局所排気/全体換気を行うこと。
	安全取扱注意事項	粉じん、ヒュームの吸入を避けること。 重量物を取り扱う場合は安全靴を着用のこと。 保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用。
	接触回避	水漏れ、酸、アルカリもしくはそれらを含んだ物質との接触を避けること。
	安全な保管条件	高温、高湿の場所を避けること。水に濡らさないこと。 防湿に留意する。 水漏れ、酸、アルカリもしくはそれらを含んだ物質との接触を避けること。
	安全な容器包装材料	防湿に留意する。 情報なし

8. ばく露防止及び保護措置

鋼材は通常の状態では固体であるため、一般的な環境下では、ばく露防止及び保護措置に関する有用な情報はない。ただし、溶接・溶断又は研磨、切削等の加工の際は、ヒュームや粉塵類が発生するので、下記に示す設備対策及び保護措置を実施すること。

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
マンガン	0.05mg/m3(Mnとして)	総粉塵0.1mg/m3 吸入性粉塵0.02mg/m3(Mnとして、有機マンガンを除く)	設定あり
クロム	未設定	0.5mg/m3(Crとして)	設定あり
鉄	未設定	未設定	未設定

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
マンガン	未設定	未設定
クロム	未設定	未設定
鉄	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先: <https://www.acgih.org/>

設備対策	高熱取扱いで、工程で粉じん、ヒュームが発生するときは換気装置を設置する。
保護具	適切な保護具を着用すること。 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
	呼吸用保護具 手の保護具 状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。

眼、顔面の保護具	<p>リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。</p> <p>リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。</p>
皮膚及び身体の保護具	<p>状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。</p> <p>リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。</p> <p>必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。</p>

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	固体
形状	固体(板状)
色	メタリック
臭い	無臭
融点／凝固点	1370°C以上
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	データなし
引火点	引火せず
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報無し。
化学的安定性	通常の条件下で安定である。
危険有害反応可能性	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件	高温、混触危険物質との接触を避ける。
混触危険物質	酸化性物質など。
危険有害な分解生成物	情報無し。

11. 有害性情報

急性毒性	分類できない。
皮膚腐食性／刺激性	分類できない。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2A(眼区分2の成分合計が10%以上のため)
呼吸器感作性	区分1A(クロムが0.1%以上のため)
皮膚感作性	区分1A(クロムが0.1%以上のため)
生殖細胞変異原性	分類できない。
発がん性	分類できない。
生殖毒性	分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	分類できない。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)		分類できない。
誤えん有害性		分類できない。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)		分類できない。
水生環境有害性 長期(慢性)		分類できない。
生態毒性		情報無し。
残留性・分解性		情報無し。
生体蓄積性		情報無し。
土壤中の移動性		情報無し。
オゾン層への有害性		分類できない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄するときは、適用法令、および製品特性に従い、適切な処理および廃棄施設に内容物/容器を廃棄すること
汚染容器及び包装		廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 容器はリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
14. 輸送上の注意		
国際規制		該当しない
	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	該当しない
	Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
国内規制	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	該当しない
	陸上規制	消防法、労働安全衛生法に定められた運送方法に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	該当しない
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
特別の安全対策	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	該当しない
		取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。その他、容器の転倒、落下、衝撃を加える、引きずる等の乱暴な扱いをしない。
15. 適用法令		
労働安全衛生法		作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)

	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)
	・クロム及びその化合物(法令指定番号:142)(16%)
	・マンガン及びその無機化合物(法令指定番号:550)(0.12%)
	皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理 促進法(PRTR法)	・金属クロム 非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
水質汚濁防止法	・クロム及び三価クロム化合物(クロムとして)(管理番号:87)(16%) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法 大気汚染防止法	生活環境汚染項目(法第2条、施行令第3条、排水基準を定める省令第1条別表第2) 非危険物 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
16. その他の情報	
参考文献	情報なし
その他	記載内容は、現時点で入手出来る資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データおよび評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は、通常の取扱いを対象としたもので、特別な取扱いをする場合には、さらに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。